

2022年9月吉日
はりま電力株式会社

燃料費調整額の上限価格撤廃に伴う 電気需給約款の改定についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社はこのたび、2022年10月1日付けで電気需給約款を改定することといたしましたので、下記の通りお知らせ申し上げます。

弊社では引き続き、お客さまには安心してご利用いただけるよう、更なるサービス品質向上とコスト削減に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 燃料費調整額の算定方法の変更

- (1) 対象のお客さま
低圧で電気をお使いのお客さま
- (2) 変更の時期
2022年10月1日以降の検針分（2022年11月ご請求分）より実施
- (3) 変更の内容

弊社は、電気料金に加えて、火力発電に用いる燃料の価格変動を毎月の電気料金に反映させる仕組みとして燃料費調整制度を導入しております。

これまでは、お客さまへの燃料価格の急激な上昇の影響を緩和するため、燃料費調整額の上限を設定し、上限を超えた部分については弊社負担にてお客さまにご請求してまいりました。

しかしながら、国際情勢の緊迫化に伴い、燃料価格が異次元の高水準で推移する中、本年3月以降は燃料価格がその上限を超過し続け、電気料金に反映されない部分の燃料費が大幅に増加している状況となっているため、適切な燃料価格を電気料金に反映して安定的な電力供給を行うことを目的とし、2022年10月1日以降の検針分（2022年11月ご請求分）電気料金から燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限値を撤廃いたします。なお、料金単価等その他の諸条件に変更はございません。

2. その他の変更

誤植、文意を明確にするための改定を行いました。

以上

電気需給約款

改定前	改定後
<p>3. 定義</p> <p>(10) 託送供給約款</p> <p>一般送配電事業者が電気事業法(平成 26 年 6 月 18 日改正)第 18 条に従い、電気の供給の用に供するための託送供給に関する事項を取りまとめたものをいいます。</p>	<p>3. 定義</p> <p>(16) 託送供給等約款</p> <p>一般送配電事業者が電気事業法第 18 条に従い定める託送供給等約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)</p>
<p>4. 単位および端数処理</p> <p>(4) 使用電力量の単位は 1 キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。</p>	<p>4. 単位および端数処理</p> <p>(4) 使用電力量の単位は 1 キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p>
<p>12. 契約種別</p> <p>契約種別は別表第 9 表契約種別の通りといたします。</p>	<p>12. 契約種別</p> <p>契約種別は別表第 10 表契約種別の通りといたします。</p>
<p>13. 電気料金等</p> <p>(1) 電灯プラン A</p> <p>別表の最低電気料金、電力量電気料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(2) 電灯プラン B</p> <p>別表の基本電気料金、電力量電気料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本電気料金の半額といたします。</p> <p>(3) 低圧電力</p> <p>個別条件書の基本電気料金、電力量電気料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本電気料金の半額といたします。夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。</p>	<p>13. 電気料金等</p> <p>(1) 電灯プラン A</p> <p>別表の最低料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(2) 電灯プラン B</p> <p>別表の基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。</p> <p>(3) 低圧電力</p> <p>個別条件書の基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。夏季に使用された電力量には夏季電力量料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。</p>
<p>36. 解約等</p> <p>(2) 電気供給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息その他契約から生ずる金銭債務をいいます)を支払わない場合</p>	<p>36. 解約等</p> <p>(2) 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息その他契約から生ずる金銭債務をいいます)を支払わない場合</p>

別表

改定前	改定後
<p>第 2 表 提携割引プラン</p> <p>(1) 適用</p> <p>お客さまが提携会社との契約を結ばれているお客さまで提携割引プラン(契約期間は 2 年間とし、同一条件で自動更新)を希望される場合は最低料金または基本料金と電気料金の合</p>	<p>第 2 表 LPGセット割引プラン</p> <p>(1) 適用</p> <p>お客さまが当社提携会社のプロパンガスをご利用されており、LPGセット割引プラン(契約期間は 2 年間とし、同一条件で自動更新)を</p>

<p>計から(2)に規定する割合を割引致します。電灯プラン A と電灯プラン B が対象になります。</p> <p>(2) 割引率 提携先個別条件書により個々に定める。</p>	<p>希望される場合は、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。電灯プラン A と電灯プラン B が対象になります。</p> <p>(2) 割引率 最低料金または基本料金と電力量料金の合計から 3%割引いたします。</p>
<p>条文追加</p>	<p>第 3 表 子育て・シニア応援プラン</p> <p>(1) 適用 お客さまが(2)に定めるいずれかの条件を満たしており、子育て・シニア応援プランを希望される場合は、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。電灯プラン A が対象になります。</p> <p>(2) 対象 イ. 3 歳未満のお子さまと生計を同一にするご家庭 ロ. ご契約者さまが 65 歳以上で、単身またはご夫婦でお住まいのご家庭</p> <p>(3) 割引額 最低料金を無料といたします。</p>
<p>第 3 表 事務手数料</p>	<p>第 4 表 事務手数料</p>
<p>第 4 表 燃料費調整額</p> <p>関西電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。</p>	<p>第 5 表 燃料費調整額</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ. 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> $\alpha = 0.0140$ $\beta = 0.3483$ $\gamma = 0.7227$ <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ. 基準燃料価格 基準燃料価格は次のとおりといたします。</p>

基準燃料価格

27,100 円

ハ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。

① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × (2) の基準単価 ÷ 1,000

② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × (2) の基準単価 ÷ 1,000

二. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ホ. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、電灯プラン A のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ. 電灯プラン A

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.475
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.165

ロ. 電灯プラン B、低圧電力

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.165
-------------	-------

第 5 表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

第 6 表 解約、解約手数料

第 6 表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

第 7 表 解約、解約手数料

<p>(2) 利用期間 通常プランは1年間。ただし、提携割引プランを適用している場合は2年間(以降自動更新とします)。</p> <p>(3) 解約手数料 通常プランでの解約手数料の設定はございません。ただし、提携割引プランを適用している場合は3,300円(税込)。</p>	<p>(2) 利用期間 通常プランは1年間。ただし、LPGセット割引プランを適用している場合は2年間(以降自動更新とします)。</p> <p>(3) 解約手数料 通常プランでの解約手数料の設定はございません。ただし、LPGセット割引プランを適用している場合で、当社との電気需給契約または当社提携会社のプロパンガスのいずれかを解約された場合は解約手数料として3,300円(税込)。</p>
第7表 使用電力量の協定	第8表 使用電力量の協定
第8表 日割り計算の基本算定	第9表 日割計算の基本算定
第9表 契約種別	第10表 契約種別